

新生児等聴覚検査のご案内(令和7年度)

東京都内の契約医療機関で新生児等聴覚検査を受ける方へ

- 1 「新生児聴覚検査受診票（生後 50 日まで有効）」により検査費用の一部を公費負担（3,000 円）しています（差額は自己負担）。
新生児聴覚検査は、生まれてすぐ、赤ちゃんが眠っている間に聴覚障害がないかを調べる検査です。なお、初回検査で、再検査が必要となった場合は、自己負担となります。
- 2 出産される分娩施設で、聴覚検査を受ける場合は、施設の窓口に「受診票」を提出してください。分娩施設で検査が受けられない場合は、都内契約医療機関で生後 50 日までに検査してください。他院出生児の新生児聴覚検査が可能な医療機関は、東京都のホームページに掲載しています。市内では、公立福生病院（要予約 042-551-1111）となります。
- 3 東京都内で発行した受診票は、都内の契約医療機関のみでの使用となります。里帰り出産などで、他道府県の医療機関で検査する場合は、受診票を使用できませんので、検査費用をお支払いただき、下記の「里帰り出産等をされる方へ（新生児等聴覚検査費助成金のご案内）」をご参照ください。

里帰り出産等をされる方へ(新生児等聴覚検査費助成金のご案内)

福生市に住所がある新生児等（生後 50 日まで）が、里帰り出産等のために市が交付している「新生児聴覚検査受診票」を使用できない国内の医療機関で受診をした新生児聴覚検査に対し、助成金を交付するものです。

【対象者】

- (1) 東京都内の契約医療機関等以外で、お子さんが新生児聴覚検査を受診した保護者
- (2) 新生児聴覚検査日において、市内に住所を有する保護者
- (3) 福生市の保健指導票の交付を受けていない保護者

【申請方法】

助成の対象となるお子さんの出生日から 1 年以内に、「新生児等聴覚検査費助成金交付申請書」に必要書類を添えて、こども家庭センター（保健センター 2 階）で手続きしてください。

【必要書類】

- (1) 新生児聴覚検査受診記録が記載されている母子健康手帳
- (2) 医療機関が発行した聴覚検査を受診した旨が明記された領収書・明細書（原本）
- (3) 未使用の受診票
- (4) 保護者の本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）
- (5) 保護者名義の口座の通帳（ゆうちょ銀行は、口座振替用の口座番号が印字されたもの）
- (6) 印鑑

【新生児聴覚検査助成限度額】 3,000 円

